

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)

河原社会保険労務士事務所 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)



事業主さんへ 労働保険料の認定決定で、不服申し立てができるようになりました。

2024年7月4日 あんしん財団事件の最高裁判決が出されました。これはいままでの原告不適格性の有無と保険料の認定決定への不服申し立ての可否がスッキリさせたものです。この起こりは、労働者A(補助参考人)が2002年にあんしん財団にパートとして採用されてから始まります。

2013年 :営業職に配置転換

2015年3月:異動命令、その後適応障害を発症し以降欠勤

2015年10月労災申請(療養補償給付の請求)→ 不支給が決定

2016年7月労働保険審査官に不服申し立て→却下

2018年5月審査会に不服申し立て→再審査会は原処分(不支給決定)を取り消す旨の採決

2018年9月労働者Aに対して、療養補償給付の処分

2019年3月原告(あんしん財団)は処分行政庁の上記支給決定処分の取り消しを求めて提訴A

2019年7月労働者Aは、追加の労災申請(休業補償給付)→支給決定処分

2020年4月原告(あんしん財団)は処分行政庁の上記支給決定処分の取り消しを求めて提訴B

なほ、原告(あんしん財団)は裁判所への提訴AとB以外に北海道労働保険審査官に対して支給決定処分の不服申し立てをしていましたが、審査請求人適格がないとして却下されていました。

2022年4月15日1審 東京地裁

- ① 原告(あんしん財団)には支給決定の取り消し訴訟の原告適格を有しないとした。
- ② 労働保険料認定処分の取消訴訟において、支給処分の違法性(業務起因性を欠く等)を主張することが許される余地があったとした

2022年11月29日2審東京高裁

- ① 原告(あんしん財団)には支給決定の取り消し訴訟の原告適格を有するとした。
- ② 労災保険料の認定決定を争う時期は、支給処分を争う時期よりも遅れる結果、仮に支給処分の違法性を理由に労働保険料の認定処分を取り消す決定が確定すると、所轄の労基署長により職権で取り消され得ることとなり、法的効果の早期安定の要請(ひいては労働者保護の要請)を著しく害する結果となると判断されるとした

2024年7月4日 最高裁

- ① 原告(あんしん財団)には支給決定の取り消し訴訟の原告適格を有しないとした。
- ② 労災認定の処分の違法性を主張することができるとした

最高裁判決に先立って、実は厚労省は2022年10月に適用事業主の不服の取り扱いに関する検討会が開催されていました。その内容は、

- ① 労災保険給付決定に関して、事業主には不服申立適格等を認めるべきではない。
- ② 事業主が労働保険料認定決定に不服を持つ場合、労災保険給付の支給要件非該当性に関する

主張を認めることが適当であるとした。

つまり、検討会の決定を基にして、判決がされたと思われる。

では、実際に労災事故が起こった場合のメリット制がどのようになるかを検討したいと思います。

ある会社は、「その他の事業」(労災保険率 $\frac{3}{1000}$ 、そのうち 非業務災害率が $\frac{0.6}{1000}$ )の適用事業場であり、毎年、労災事故はなかった。全労働者の平均年収(賃金)は 500 万円と仮定します。また、被災労働者の年収は 500 万円(給与 30 万円、賞与年額 140 万円)と仮定します。

労働者の数が 100 人の場合

標準保険料額 500 万円×100 人× $\frac{3}{1000}$ =150 万円 うち業務災害分 500 万円×100× $\frac{3-0.6}{1000}$ =120 万

保険料  $\frac{2.4}{1000} \times \text{減額率 } 60\% + \frac{0.6}{1000} = \frac{1.44+0.6}{1000} = \frac{2.04}{1000} \rightarrow 500 \text{ 万円} \times 100 \text{ 人} \times \frac{2.04}{1000} = 102 \text{ 万円}$  で

業務災害に係る保険料 500 万円×100 人× $\frac{1.44}{1000}$ =72 万円となります

2026 年度に、無災害の事業場で、災害が1件発生し、入院加療後(医療費等 100 万円)、死亡した場合被災労働者の給付基礎日額を 9,890 円(91日)とすると、労働基準法相当額である給付基礎日額は 1,000 日分(9,890,000 円)となります。

遺族特別年金は、算定基礎日額が 1,978 円となるので、労働基準法相当額は算定基礎日額の 1,000 日分(1,978,000 円)となります。

その他、葬祭料(611,700 円)、医療費を含め、13,479,700 円となります

そこで、2028 年度の保険料と業務災害に係る保険料は、いくらになるかを計算します。

メリット収支率 =  $\frac{1347 \text{ 万 } 9,700 \text{ 円}}{72 \text{ 万円} \times 3 \text{ 年間} \times \text{第1種調整率 } 0.67} \times 100 = 931.7\% > 150\%$

増減率は **+40%** になります。

	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
保険料	102 万円	102 万円	102 万円	}	↑
業務災害に係る保険料	72 万円	72 万円	72 万円		
保険給付	0 円	0	1347 万 9,700 円		

$(\frac{3}{1000} - \frac{0.6}{1000}) \times 1.4 = \frac{3.36}{1000}$        $\frac{3.36+0.6}{1000} = \frac{3.96}{1000}$       労災保険率が  $\frac{3.96}{1000}$  になったこととなります。

2028 年度の保険料は、

500 万円×100× $\frac{3.96}{1000}$ =198 万      業務災害に係る保険料=500 万円×100× $\frac{3.36}{1000}$ =168 万

つまり、今までの 102 万円の保険料が 198 万円になるということです。そして、埼玉労働局から認定決定の書類に 198 万円が記載されたものが 2028 年度 5 月下旬頃に来ます。

その額に対して事業主側が不服申し立てのみができるということです。

ただ、支払わないと、延滞金が付きますので、一端は、支払った方がよいと思われます。